

災害防止団体 各位

相模原労働基準監督署長  
( 公 印 省 略 )

### 健康診断結果等報告書の提出について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、労働基準行政にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働者の健康確保は安心・安全な職場づくりの礎として重要であり、心身の状態を把握することが必要とされています。

過去には、労働基準監督署が健康診断結果等未提出を契機に調査を実施したところ、健康診断の未実施が確認され、未受診者が健康診断を実施した結果、がんや心臓疾患など重大な病気が発見され、健康診断の重要性を再確認したところです。

しかしながら、当署管内では、労働安全衛生法第 6 6 条に基づき実施した各種健康診断について、健康診断結果等報告漏れが散見されております。

会員様あてに、健康管理の重要性を周知・啓発いただくとともに、令和 7 年に実施した下記の健康診断結果報告書の報告漏れがないよう、別添チラシを活用した周知をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 労働者数 50 人以上の事業場に提出義務があるもの

- ・ 定期健康診断結果報告書 (安衛則様式第 6 号)
- ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書  
(令和 6 年実施分に限る。同様式第 6 号の 3)

#### 2 有害物質等を取り扱っている事業場に提出義務があるもの

- ・ 有機溶剤等健康診断結果報告書 (有機則様式第 3 号の 2)
- ・ 鉛健康診断結果報告書 (鉛則様式第 3 号)
- ・ 特定化学物質健康診断結果報告書 (特化則様式第 3 号)
- ・ 電離放射線健康診断結果報告書 (電離則様式第 2 号)
- ・ 石綿健康診断結果報告書 (石綿則様式第 3 号)
- ・ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書 (安衛則様式第 6 号の 2)